施設維持管理業等に係る入札参加資格審査申請要領（令和9・10年度定期受付）

施設維持管理業等に係る入札参加資格申請を次のとおり受け付けます。
この申請により認定を受けた場合の登録の有効期間は、**令和９年６月１日から令和 11 年５月 31 日まで**となります。

１　申請方法及び申請期間

申請方法：郵送又は信書便での送付（**簡易書留**又は配達時に受領印若しくは署名により確実に受け取ったことが確認できる方法によるもの）

申請期間：**令和９年１月６日（水）**から**令和９年１月 20 日（水）**まで（20 日消印有効）

注意
(1) 消印が１月20日までの申請を有効とし、以降のものは無効とします。申請書類は返却しません。
(2) 申請書類が折れ曲がらないように留意してください。
(3) 郵便物表面には、**「施設維持管理業等入札参加資格審査申請書在中」**と朱書してください。
(4) 書類については提出書類チェック票で確認し、チェック票を先頭に綴り順に従い、不備がないように十分注意してまとめてください。
(5) 受理票は発行しません。必要な場合は郵便はがきの表面に返送先の**住所、宛名**を、裏面に**「入札参加資格審査申請書受理票」**と記載したものを同封してください。（契約検査課の押印により受理票に代えるものとします。）

２　申請に当たっての注意事項

(1) 次の各号の一つに該当する者は、申請することはできません。
① 希望する業種で営業に必要な許可・登録等を受けていない者
② 会社更生法第 17 条第１項の規定による更正手続開始の申立を行っている者
③ 破産法第 18 条第１項の規定による破産手続開始の申立を行っている者
④ 民事再生法第 21 条第１項の規定による再生手続開始の申立を行っている者
⑤ 銀行取引停止処分を受けている者
⑥ 国税、県税及び本市の市税を完納していない者

(2) 注意事項
① 資格審査を受け、認定された場合の有効期間は**令和９年６月１日から令和 11 年５月 31 日まで**となります。
② 申請書類に虚偽の記載をした場合、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、入札参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、登録を取り消されることがあります。
③ 入札参加資格認定後に、会社更生法による更正手続開始の申立を行った場合、又は民事再生法による再生手続開始の申立を行った場合は、認定取り消しとなります。再認定を受けるためには、更正（再生）決定後に関係書類作成の上、再審査申請が必要になりますので御注意ください。
④ 一度申請した資格審査の書類については一切修正をすることはできませんので、申請の際には内容を十分に確認した上で申請してください。なお、この資格認定の取り下げについては申請者の自由です（事後に不利益を生じることはありません。）。ただし、資格の有効期間内にもかかわらず、認定を受けた資格について取り下げた場合、同一有効期間内に当該資格の再申請をすることは認められません。また、資格認定を受ける以前であっても当該申請を取り下げた場合は、認定後の取り下げと同様に当該有効期間に再申請をすることは認められませんので御注意ください。
⑤ 資格審査申請結果については、有資格請負業者として登録された場合、水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程第 11 条の規定に基づき、**令和９年５月下旬**に、商号又は名称、所在地、登録業種、年間平均完成業務高を登載した有資格請負業者名簿を契約検査課ホームページ、水戸市情報公開センター及び契約検査課にて公表しますので内容を御確認ください。

３　提出書類（原本以外のものは、全てＡ４判とすること。）

以下提出書類を**番号順に並べ、左側に２穴の綴り穴を開け、綴り紐でまとめて**ください。（ファイル等不要）
書類は全て、**申請日直前の決算日**を**基準日**として作成してください。

綴り順	提　出　書　類	備　考
1	提出書類チェック票	作成担当者名、連絡先を記入
2	入札参加資格審査申請書	様式第１号の２
3	経営状況一覧表	様式第２号
4	入札参加を希望する業種等	希望する順位を記載
5	【法人】財務諸表（直前１年分）　※複写可	①貸借対照表、②損益計算書
	【個人】所得税申告決算書（直前１年分）　※複写可	＜青色申告＞ ①所得税青色申告決算書の貸借対照表（資産負債調）、②所得税青色申告決算書の損益計算書 ＜白色申告＞ ①営業収支・資産負債の状況が明示されている書類、②所得税白色申告決算書の損益計算書
6	営業に必要な許認可等（資格証を含む）を得たことを証する書類　※複写可	別紙「施設維持管理業業種コード・許認可等一覧表」参照
7	完納証明書等の写し　※複写可 【国税】**様式その３の３（法人）** **様式その３の２（個人）** 【県税】**様式第 40 号の４（ア）（未納がないことの証明等）** 【市税】**本市の完納証明書**	申請日以前**３か月以内**の証明日のもの。 ただし、市税又は県税については、水戸市又は茨城県に納税義務がある場合に限る。
8	登記事項証明書の写し（個人にあっては住民票の写し）　※複写可	申請書提出時における最新のもので、申請日以前**３か月以内**に発行されたもの
9	契約行為年間委任状	**契約権限を委任する場合のみ**

４　申請書作成上の注意事項

(1) 提出書類チェック票

申請書類内容についての問い合わせをすることがありますので、書類を作成した担当者の氏名・連絡先を記入してください。

(2) 入札参加資格審査申請書

代表者名欄について、代表者役職名及び氏名を記載の上、代表者印を押印してください。
本社の所在地が登記簿と異なる場合は、簡潔に理由を記載したものを添付してください（様式任意）。

(3) 経営状況一覧表

「１　完成業務高」

① 審査基準日（申請日直前の決算日。以下同じ。）の直前２年間の損益計算書の売上高の金額を各決算期ごとに千円単位で（千円未満切捨）記載してください。

② 「年間平均完成業務高」の欄には、「前々年度分決算」の欄と、「前年度分決算」の欄のそれぞれの完成業務高を合計した額を２で除した金額を千円単位で（千円未満切捨）記載してください。

③ 決算期を変更したため、審査基準日の直前２年間の各営業年度に含まれる月数の合計が 24 か月に満たない場合には、「年間平均完成業務高」の欄の２か年の平均値は記載せず、それぞれの決算期ごとの完成業務高のみ記載してください。

④　審査基準日の直前の営業年度の終了日から遡って、２年以内に営業の同一性を失うことなく組織変更がなされた場合には、変更前及び変更後の完成業務高は通算されます。

「２　自己資本額」

「純資産の額」欄には、貸借対照表の「純資産額合計」の金額を千円単位で（千円未満切捨）記載してください。

※個人の場合は、所得税青色申告決算書の貸借対照表（資産負債調）の［元入金＋青色申告控除前の所得金額＋事業主借－事業主貸］の額を千円単位で（千円未満切捨）記載し、貸借対照表を作成していない方は、青色申告控除前の所得金額を千円単位で（千円未満切捨）記載してください。

「３　常勤職員数」

審査基準日の前日の職員（雇用期間を特に限定することなく、常時雇用されている者）について記載してください。

「４　営業年数」

①　営業を一時休止したことがある者は、その期間を「転廃業（休業）」の欄に記入し、その期間は営業年数から控除してください。

②　営業年数に 12 か月未満の期間があるときは、切り捨てて記載してください。

(4) 入札参加を希望する業種等

入札参加を希望する業種等について、希望する順位を「希望順位」欄に数字で記載してください。
なお、本社の所在地が水戸市外にある業者にあっては、登録できる業種は６種類以内となります。
※細目区分のある業種については、あわせてチェックを入れてください。

対象：「41 ビル総合管理」　「43 警備」　「47 ボイラー・空調設備保守点検」　「50 浄化槽維持管理」
「52 廃棄物処理」　「58 下水管内調査・清掃」　「59 計量証明」

※「99－⑰その他の業務」については、業務内容を簡潔に記載してください。
ただし、賃貸借は施設維持管理業等には含みませんので御注意ください。

(5) 営業に必要な許認可等（資格証を含む）を得たことを証する書類

施設維持管理業業種コード・許認可等一覧表を参照の上、提出必須の業種については必ず提出してください。なお、必要な許認可等が「技術者の資格」の場合は、**技術者の資格者証の写し**を添付してください。

例：「45 消防設備保守点検」　→　消防設備士　等
「46 電気工作物点検」　→　電気主任技術者　等
「47 ボイラー・空調設備保守点検」　→　ボイラー技士　等
「48 エレベーター保守点検」　→　昇降機検査資格者　等

(6) 完納証明書の写し

水戸市の納税証明書については、税目別の納税証明ではなく、**「完納証明書」**を提出してください。
ただし、法人で設立届を提出し決算到来がなく、予定納税をしている場合は「納税証明書」を提出してください。

【送付先・問合せ】
〒310-8610　水戸市中央１－４－１
水戸市 財務部 契約検査課 工事契約係
電話　029-232-9136
FAX　029-228-2035